

第二号様式（第4条関係）（平16内府令14・全改、平17内府令107・平18内府令62・平24内府令9・令元内府令2・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

金融庁長官 殿	年 月 日
公認会計士 (登録番号 第 号)	
監査法人 代表社員 行政機関の長又は その他の法人の代 表者	
業務補助等証明書	
公認会計士の登録を受けようとする者 補助等を行ったことを証明します。	は、下記のとおり業務
記	
業務補助等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務補助等の概要	

（注意事項）

- 1 提出者が監査法人である場合において、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは同令第21条第1項の届出書又は同令第60条の申請書若しくは同令第65条第1項の変更登録申請書に代表社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、代表社員の氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
提出者が監査法人以外の者である場合には、公認会計士の氏名を記載する欄又は行政機関の長又はその他の法人の代表者の氏名を記載する欄に旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
- 2 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合
 - ① 被監査会社の法人名、所在地、事業年度及び資本金
 - ② 監査区分（金融商品取引法、会社法等の監査の根拠法又は任意監査の別）
 - (2) 実務従事の場合
実務従事を行った機関等の名称、所在地、従事場所、資本金（出資金）、業種目及び具体的実務従事の内容
- 3 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者について業務補助を行った場合には、当該公認会計士の資格に相当する資格を証する書面、国籍、住所並びに事務所の名称及び所在地を記載した書面を添付すること。